第７回　企業組織再編会計の必要性

（どうしてそれが必要なのか）

会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 5 月 14 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ　佐藤信彦外著　H23 年 4 月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第 8 版　伊藤邦雄著　H22.4 日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2 日本経済新聞社発行)

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、

Ⅰ.企業組織再編の会計

- 企業結合・・・事業購入時等の会計
- 事業分離・・・事業売却時等の会計

１．産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業（IT）の発展は**産業構造**を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための**企業行動**に大きな影響を与えている。企業間競争は事業の競争を超えて、国内の主導権(支配)から世界の主導権(支配)を求める企業結合と事業分離等の**組織再編競争**にまで及んでいる観を呈している。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併（合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化）

外国企業による**株式交換**を通じた日本企業の買収に利用される手法。
吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の**親会社の株式を対価**として交付することをいう。

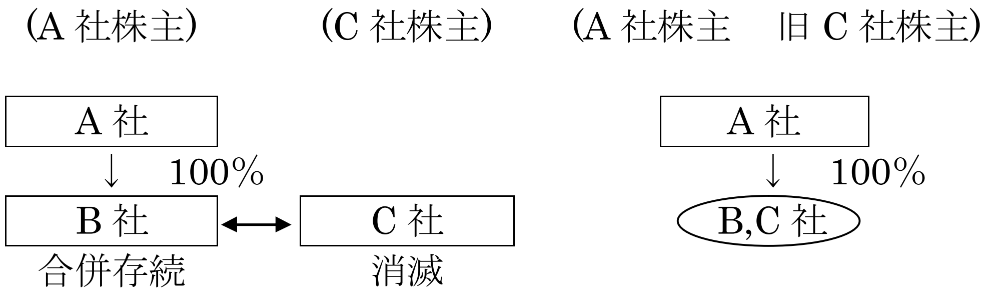

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります
http://yamauchi-cpa.net/index.html
山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

２．企業買収売却(再編)の６つのタイプ

企業買収の方法は株式を買う方法と事業を買う方法の２つある。
株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

(1) 株式取得

B 社の株式を A 社が現金で購入する。

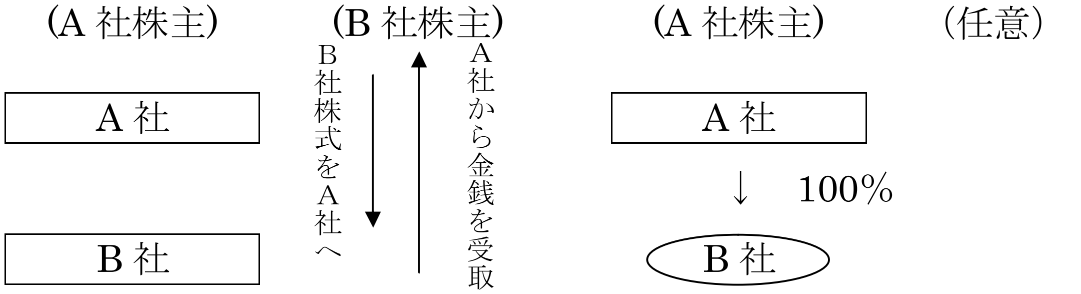

(2) 株式交換

株式交換契約を結び(両社の株主総会特別決議が必要)、A 社の株式又は金銭等を B 社株主に交付し、A 社は B 社株式のすべてを取得する。

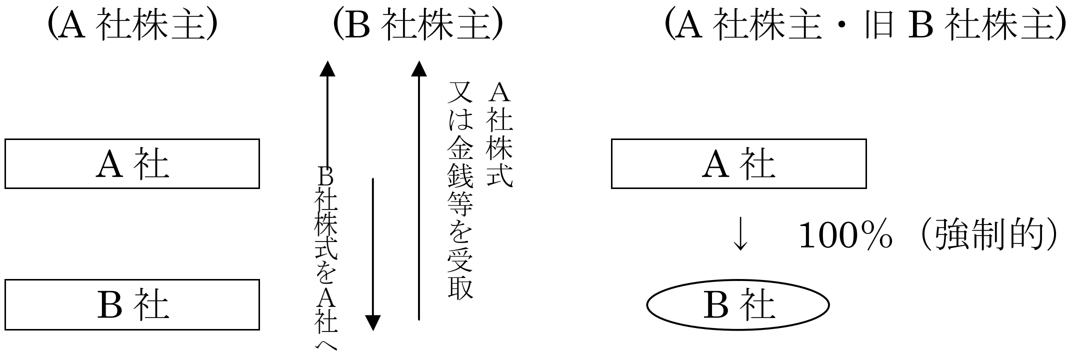

(3) 株式移転

1 又は 2 以上の株式会社(A 社、B 社)がその発行済株式の全部を新たに設立する C 社に取得させる方法である。(原則として A～C 社の株主総会の特別決議が必要)

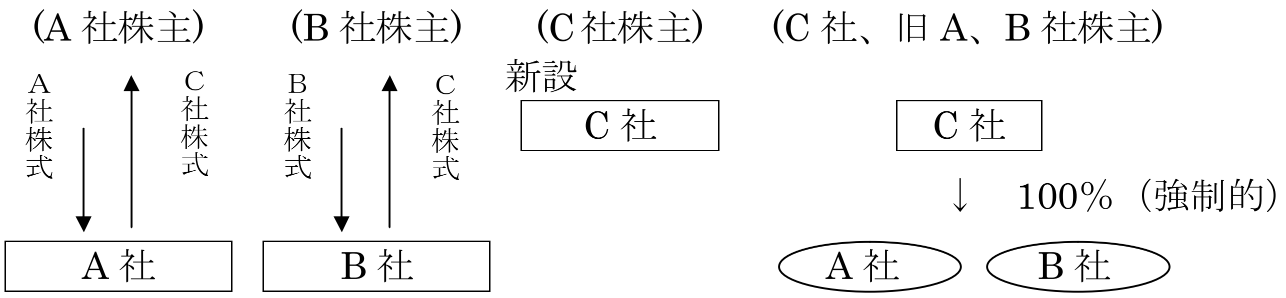

事業を買う方法は、被買収会社の法人株を引継がない方法である。

(4) 事業譲受

A 社が B 社の事業(財産)の一部又は全部を買収する。
(原則として A 社、B 社の株主総会の特別決議が必要)

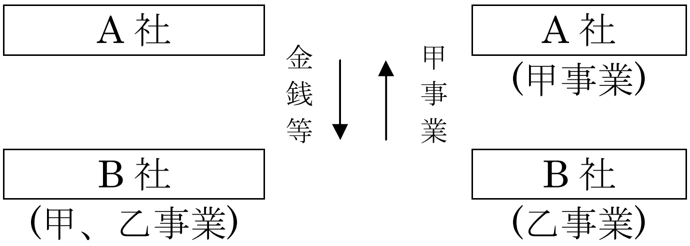

清算年度（解散直後）の譲渡も可。
譲渡損益は清算年度とできる。

(B 社の免許、甲事業等一部を取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡し、B 社株式等を譲受ける方法もある)

(5) 会社分割

①C 社が分社型分割をした B 社の株式を購入する

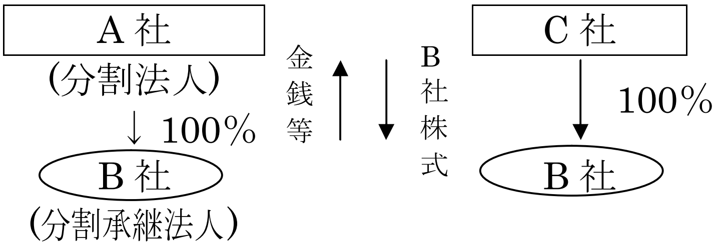

②C 社は吸収分割により A 社の甲事業を吸収し、C 社株式を交付する

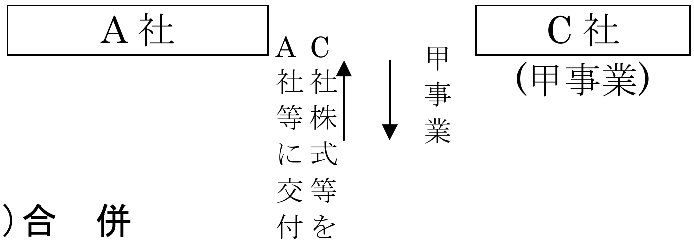

甲事業の免許の引継は分割と同時になる
（清算状態ではできない）
分割損益は通常年度となる

(6) 合　併

2 以上の会社(A 社、B 社)が契約により 1 つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係が A 社に移転される

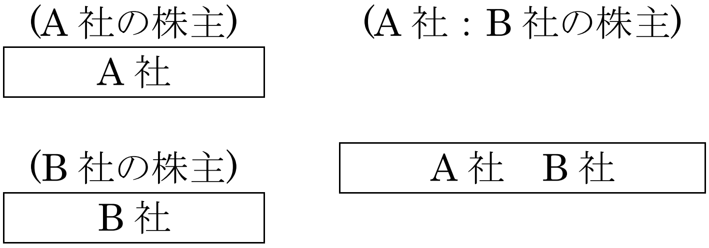

３．企業結合の会計

事業結合 **購入(取得)時の会計**	←	事業分離 売却時の会計

(1)パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**であると考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能財産・負債を**時価評価**したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法 3 つの手順

① 取得企業の識別
② 取得原価の算定
③ 取得原価の配分

④ **正ののれん**は、資産計上し、20 年以内の期間にわたって規則的に償却する。一方、**負ののれん**は、発生した事業年度の特別利益として処理する。

⑤ 企業結合

- 共通支配下の取引(1)
- 独立企業間の取引
  - 共同支配企業の形成(2)
  - それ以外の企業結合取引(3)

(2)持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング法は禁止して、パーチェス法に一本化されている。

(3)会計的効果の違い

(4)無形資産の測定と開示

【簡単な設例】

A 社は B 社を合併する。
A 社は B 社株主に**市場価格 3,000 円相当の株式**を交付する。

A 社

現　金	1,000	未払金	2,000
商　品	2,000	借入金	2,000
建　物	3,000	資本金	2,000
	6,000		6,000

B 社

現　金	1,000	借入金	2,000	
商　品	1,000			
土　地	1,000	資本金	1,000	**土地の時価 2,000**
	3,000		3,000	

（A 社の合併仕訳）

現　金	1,000	借入金	2,000
商　品	1,000	**資本金等**	**3,000**
土　地	**2,000**		
のれん	1,000		

４．事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離**とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

(1)事業分離と事業結合

売却時の会計処理		購入時の会計処理
事業分離、移転	→	事業結合、取得
分離(元)企業		分離(先、受入、取得)企業
(売却、交換等)		(取得、受入等)

(2)事業結合の会計処理

持分の継続・非継続
一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

企業としての一般物購入、取得	株主としての企業の購入、取得

投資の非継続　・・・　移転、パーチェス法
投資の継続　・・・　持分の結合、持分プーリング法

(3)事業分離の会計処理

持分の継続・非継続＝投資の継続・清算
実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)
投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)
① 対価の種類
　株式を対価として受取る(金銭等でなく)
② 重要な継続的関与が有の場合

【簡単な設例】

A社

借方		貸方	
諸資産	3,000	諸負債	0
		資本金	2,000
		利益剰余金	1,000
	3,000		3,000

(1) 分社型新設分割（物的分割）

A社はB社を分社し、諸資産600を移転する

B社株式　600　／　諸資産　600

B社
諸資産　600　／　資本金　600

(2) 分割型新設分割（人的分割＝分社型新設分割+現物配当）

A社はB社を分割し、諸資産600を移転する

B社株式　600　／　諸資産　600

B社の株式をA社株主に現物配当

借方		貸方	
資本金	400	B社株式	600
利益剰余金	200		

B社

借方		貸方	
諸資産	600	資本金	400
		利益剰余金	200

５．企業組織再編の税務

(1)企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

(2)適格組織再編

(1)企業グループ内の組織再編
持株割合が 50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

(2)共同事業を行うための組織再編
事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね 5 倍以下)
又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。

〈適格合併判別フローチャート〉

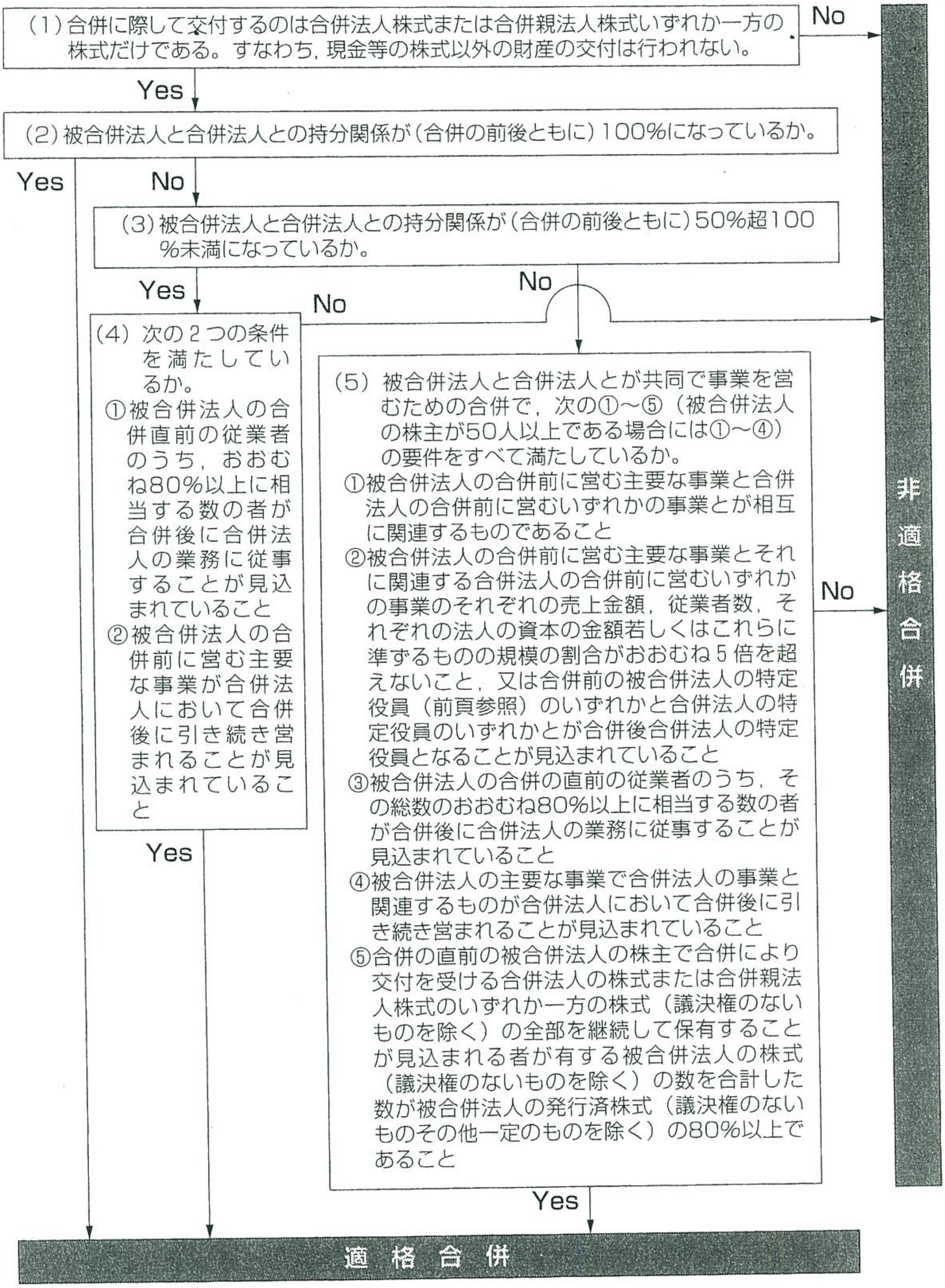

上記の持分関係には親子関係の他，合併当事会社が兄弟関係で，かつ，合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。

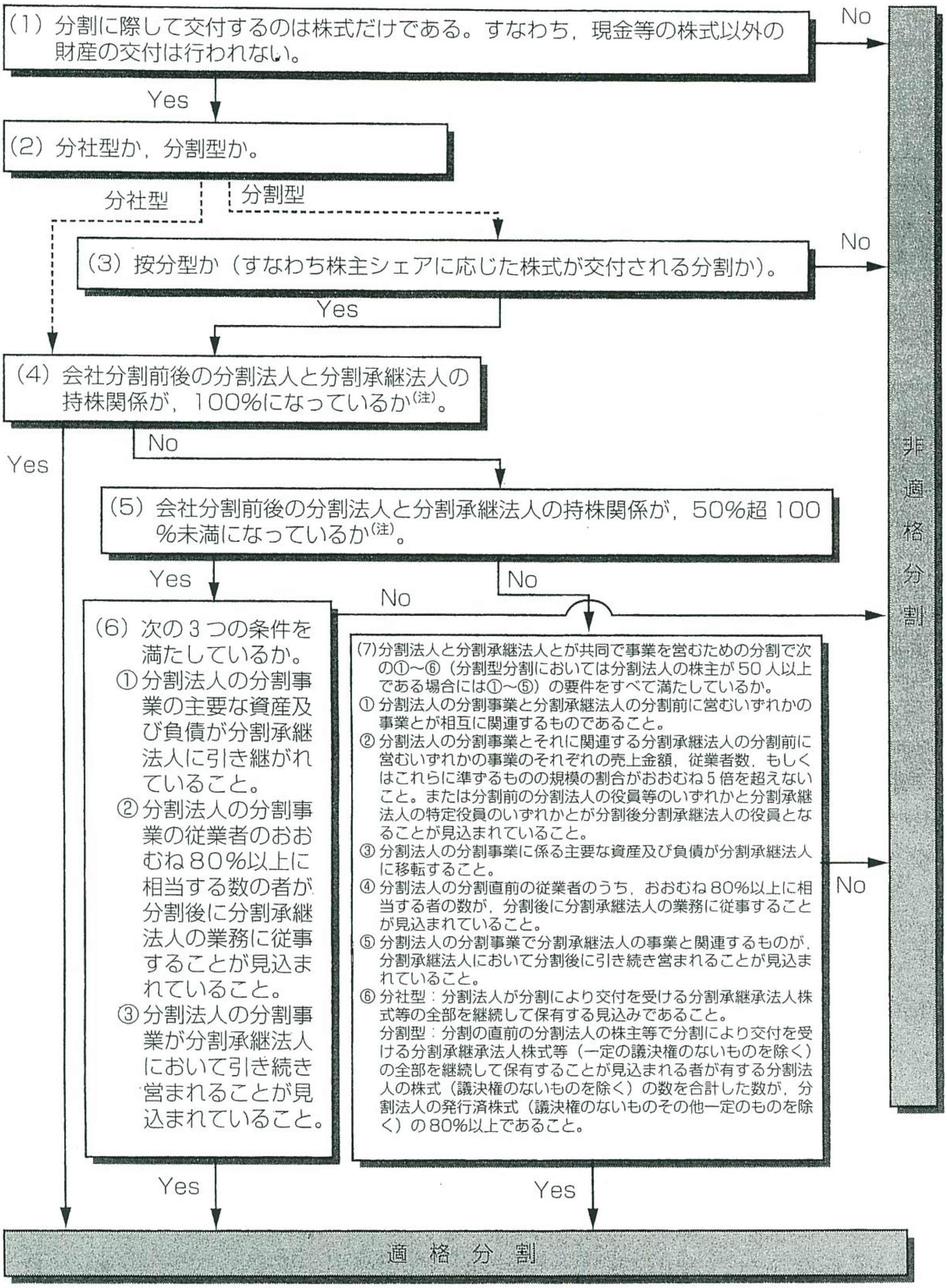

(注) 兄弟会社（同一の者によって支配される関係の会社）間の分割も含まれる。その場合には，当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

企業結合に関する会計基準

(1)設　定(平成 15 年 10 月 31 日　企業会計審議会)
　　　　(改正平成 20 年 12 月 26 日　ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2)企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが **1つの報告単位に統合される**こととをいう。なお、**複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。**

(3)支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の**財務**及び**経営方針**を**左右する能力**を有していることをいう。

(4)共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を**共同で支配**することをいう。

(5)取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する**支配を獲得する**ことをいう。

(6)取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を**取得する企業**をいい、当該**取得される企業**を**被取得企業**という。

(7)共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の形成とは、**複数の独立した企業が契約等に基づき**、当該**共同支配企業を形成する企業結合**をいう。

(8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

(9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自主の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された１つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(10) 企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、企業結合日の属する事業年度を企業結合年度という。

(11) 共通支配下の取引

結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

企業分離等に関する会計基準

(1)設　定(平成 17 年 12 月 27 日、改正平成 20 年 12 月 26 日　ASBJ)

企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2)事業

企業活動を行うために**組織化**され、**有機的一体**として機能する**経営資源**をいう。

(3)事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に**移転する**ことをいう。

(4)結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて**対価**（現金等の財産や自社の株式）**を支払う企業を結合企業**、当該他の企業を**被結合企業**という。また、企業結合によって統合された１つの報告単位となる企業を**結合後企業**という。

(5)事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に**移転されるべき日**をいい、通常、事業分離を定める**契約書**等に記載され、会社分割の場合は**分割期日**、事業譲渡の場合は**譲渡期日**となる。

（公認会計士試験論文式財務諸表論　第５版　石井和人著から）
（同書を読んで検討して下さい）

問題１　（248）

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

問１　吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にどのような違いが生じるのか説明しなさい。

問２　従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

１．持分プーリング法について説明しなさい。
２．パーチェス法について説明しなさい。
３．フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
４．結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。

１．パーチェス法 ― 合併前の被合併会社の留保利益は、資本金又は資本剰余金に転化する。即ち、含み益は合併時に実現。
　持分プーリング法― 利益剰余金として引継がれる。
２．(1)取得企業が存在する。(2)F/S の比較可能性の点から。(3)のれんの計上が結合時に認識され、合併後の損益に影響しない。
３．(1)持分プーリング法 ― 適切な帳簿価額での引継
　(2)パーチェス法 ― 公正価値による引継
　(3)フレッシュ・スタート法 ― すべての財産を企業結合時の時価に評価替え

問題２　(253)

企業結合会計に関する次の各問に答えなさい。
問１　有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
問２　市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価を⑴主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価とする考え方と⑵実際に被取得企業の支配を獲得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
問３　取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における被取得企業の取得原価については、⑴支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と⑵支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
問４　⑴負ののれんの発生原因を２つあげ、⑵負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。

１．資産とは、将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。
のれんは、引継財産を超過する額であるが、その本質は優れた経営能力や技術による超過収益力の源泉であり、経済的資源であり、資産の定義に合致する。しかし、収益力の事前評価とも言えるので20年以内の適切な期間で償却する。
２．(1)公表時点(**従前**) ― 交換比率の合意公表時点が、取得時と考え、また公表後の株価変動の影響を受けない利点がある。
(2)企業結合日(**H20改正変更**) ― 合意公表は取引確定ではなく、その条件の変更の可能性もあり、合意に拘束される義務はない。
３．(1)個々の取引はその時点の交換取引であり、それぞれが経済的実態を適切に反映している。(**従前**)
(2)支配の時点は特別な時点であり、単なる取得又は追加取得とは異なる。即ち過去の所有状態と支配時の所有状態は別のものであり、改めて新たな投資という観点が必要である。(**H20改正変更**)従前の原価との差額は、当期の損益とする。
４．(1)負ののれんの発生原因
①引継財産を下回る価額での引継である。会計上の差異は、将来のマイナスの超過収益(潜在的損失)であり一種の引当金である。
②情報不足や交渉過程での割安購入

Ⅱ.負債の時価評価

１．取り残された負債の時価評価

資産サイドを時価評価するなら､負債サイドも時価評価しないと B/S が企業の正しい財政状態を示さなくなる。

(社債の例)

① 社債の時価発行＠97 円　97 億円
② 社債の市場価格の値下り@90 円　90 億円
③ ②－①=△7 億円は利益か

(保険金の例)

① 数 10 年後に支払保険金の債務計上が必要なら

時価評価の対象となる資産が多い場合や、生保のように ALM(資産負債のデュレーション・マッチングを図る手法)を取る企業の場合は、負債を原価のままにしておくことは財政状態の表示に重大なひずみをもたらす。

金利が変動したり、企業の信用度が変化した時、巨額の評価差損益が発生すると考えなければおかしい。

(田中弘著　不思議の国の会計学　H16.10 税務経理協会発行)

２．負ののれんについて

１．正ののれんが資産の定義と合致するとして(超過収益力)、資産に計上されるなら、負ののれんはマイナスの超過収益力(将来損失評価)として負債(引当金)とすべきである。

２．即ち、のれんの資産性の 3 つの要件の反面等とする。
① 経済性便益の存在（そのマイナス面での存在）
② 当該企業へ帰属する（同左）
③ 貨幣的測定の合理性（同左）

３．単に測定時の誤りや割安購入とすることは問題である。

４．負ののれんの会計処理
① 資産価値修正法 ― 測定の不備から生じたと考え、取得した識別可能資産と相殺する
② 即時利益法(**H20 変更**) ― 直ちに期間収益として認識する。即ち、割安購入と見る。
③ 繰延利益法(**従前**) ― 独立した負債として認識する。

３．時価会計の矛盾

(1)借手と貸手の不一致

借　手

	百万円
	借入金　100

貸　手

貸付金　100	

（業績不調）

借入金　100

貸付金	100
貸倒引当金	△50
	50

(2)通常金利との比較

借　手

	借入金　100 （金利 10%）

貸　手

貸付金　100 （金利 10%）	

通常金利 5%
10÷0.05＝200
↓
借入金 200 か

	借入金　100 （金利 2.5%）

2.5÷0.05＝50
↓
借入金 50 か

2.5÷0.05＝50
↓
貸付金 50 か？

(3)

借　手

	百万円
	社債　100

貸　手

有証　100	

（時価下落）

借　手

	社債　100

貸　手

有証　50 （評価減△50）	

(4)原価主義と時価主義

４．負債とは何か

マイナス資産か

経営資本か
純資産とともに資産をささえる

５．金融負債の評価（会計基準）

金融負債の評価については、金融商品会計基準等（意見書Ⅲ、三）において、借入金のように一般的な市場がないか、社債のように市場があっても清算するには事業上の制約があると考えられることから、債務額を貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないこととされている。

６．株主総会における質問

質問：「長期借入金の金利が、短期借入金の金利より明らかに高いが、金利を余計に払っているのではないか？」
回答：「会社は資金の調達、運用を計画的に行っている。中長期的な安定した資金は会社の経営上欠くことはできず、バランスある調達を行っている。」

７．金融商品の時価の開示

金融商品会計基準の平成 20 年改正により**金融商品の時価に関する事項の注記**が必要となった。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品の時価等に関する事項

重要性の乏しいものは省略可であり、又保険契約、退職給付債務は除く

金融商品の科目	B/S 計上額	時　価(※)	差　額
現金及び預金			
未収入金、売掛金			
⋮			
買掛金、未払金			
長期借入金			
⋮			

(※)時価評価の説明

“60 秒でサッと読めます”

円滑化法の再延長と経営の健全化

（ 会計の新しい工夫 18 ）

平成 24 年 5 月 9 日（水）

企業は社会の動きに対応した行動が望まれる面もある。

2008 年 9 月の**リーマンショック**に端を発した**中小企業の業績悪化**（売上高の 20%減、経常利益の 60%減）の対策として 2009 年 12 月に法律化された**中小企業金融円滑化法**が 2013 年 3 月末まで**再延長**された。これは問題企業に対する**入院の延長**であり、当初 1 年半程度を予定されていた入院が **3 年半の退院予定**となったということである。従って条件変更を行った企業は期限までに**スムーズな退院**に備えなければならない。

その意義として目指すところは、**金融規律の確保**、即ち、貸し手である**金融機関の経営健全化**の確保と借り手である**企業のモラルハザードの防止**である。そして、現在までの円滑化法による**条件変更等**を利用（**2,288 千件、63 兆円**）した債権について期限（2013 年 3 月）迄に整理する方向（金融庁監督指針）が、行政的に明らかにされたということになる。その内容を要約すると、①真の意味で**経営改善が出来るところ**に対する支援、②経営改善が出来ないで**事業再生に取り組むところに**対する支援、③**切捨て、淘汰されるところ**の処理となる。これは行政の方向であり、その実施は、当事者である貸し手金融機関と借り手企業が行うべきことになる。①、②、③は**企業のバランスシートの調整**、企業の問題点の抜本的な解決、要するに、**健全資産の充実**と**過剰債務の解消**である。

現状を見るとそれぞれの主体に問題がある。

地域を担わなければならない**中小企業**は、①自らの成長と持続というニーズを明確にして、良くなろうとしないのか、②良くなれないのか。

地域を支援すべきである**金融機関**は、①長期的な観点で地域をよくしようとするのか、②短期的な枠取りキャンペーン的な行動に終始するのか。

金融に役目を果たさせ、**地域を振興**しなければならない**金融庁や産業省**は、①ばらまくだけでなく地域の力を引き出す細やかなサポートをしようとしているのか、②金銭以外の施策は出来ないのか。

バランスシートの調整という自明の課題を認識して、各者とも地域経済に頼られるべき**主役に躍り出るチャンス**でもある。そして**主体的**に自己のこととして直接的、間接的に取り組まなければ、**円滑化法（延長）の目指した**貸し手の健全性の確保は難しく、借り手のモラルハザードの防止も出来ないように思える。即ち、地域の再生に資することは出来ないのではないか。